

## 「厚生労働大臣免許保有証の発行について」

### 「厚生労働大臣免許保有証」とは

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです。

(免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません。)

※当財団が発行します。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。

※有効期間は発行日より5年間です。(5年後更新)

※複数免許がある場合(例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3免許)でも、「厚生労働大臣免許保有証」は1枚の発行となります。

※新規申請書類の受付・発行は年1回です。

(訂正書換え、再交付、更新申請の受付・発行も「新規申請」と同時期とし年1回)

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。

### ◆ 交付申請手続き

下記をクリック頂き、申請手続きを行える団体をご確認ください。

(当財団では申請用紙の配布等を行いません。)

[http://www.ahaki.or.jp/licence\\_card1.pdf](http://www.ahaki.or.jp/licence_card1.pdf)

詳細は各団体までお問い合わせ下さい。

### ◆ 発行手数料

4,000円(消費税含、実費相当)

### ◆ 発行に必要な書類

申請書、本人確認書類(※1)、住民票(※2)、  
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の写し  
写真(パスポート用 2枚)

詳細は上記の各団体にお問い合わせ下さい。

※1 運転免許証、写真付き住基カード、パスポート等

※2 本籍地記載で発行日から6ヶ月以内のもの

### ◆ 申請受付開始

上記の各団体で平成27年9月15日(火)より受付を開始いたします。

◆ 申請受付締切

上記の各団体へ平成２７年１１月１６日（月）までに提出して下さい。

◆ 送付日

平成２８年３月発送（予定）